

日本物理教育学会細則

平成 11 年 6 月 12 日理事会決定

平成 27 年 3 月 28 日理事会改訂

第 1 章 会員

第 1 条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。申込書の記入事項は次のとおりである。

(1) 正会員になろうとする者

氏名、生年月日、住所、メールアドレス、勤務先、会誌および通信の受領先、最終出身学校および卒業年月

(2) 賛助会員になろうとする者

(i) 個人の場合は(1)に準ずる諸項、団体の場合は名称、事業所所在地、代表者、連絡責任者

(ii) 口数および会費年額

(3) 準会員になろうとする場合

所属しようとする地方支部の規定による。

第 2 条 会員としての資格は、理事会が入会を承認した日に始まり、定款第 14 条により会員の資格を喪失した日、または除名処分を受けた日に終る。

2 会員は退会届を添えて申し出ることにより退会することができる。

第 3 条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

第 2 章 会費

第 4 条 会員は、毎年 3 月中に同年 4 月から向う 1 ヶ年分の会費を払い込まなければならない。

2 名誉会長および名誉会員の会費は全額免除とする。

3 学生の正会員は申請により 4,000 円に減免することができる。

4 20 年以上継続して会員であって退職した正会員の年会費は申請により 5,000 円に減免することができる。

第 5 条 年度の途中で入会する者も、その年度の会費の全額を払い込まなければならない。それによって当該年の 1 号からの機関誌の配布を受ける。

第 6 条 外国会員または長期在外の会員で、居住地に機関誌その他の送付を受けようとする者は、定款に定める会費のほかに郵送料の実費を払い込まなければならない。

第 3 章 会誌その他刊行物

第 7 条 希望する機関または法人は会誌の定期購読をすることができる。

2 年間購読料は 10,000 円とする。それによって当該年の 1 号からの機関誌の配布を受ける。

3 購読料納入についての諸事務費用は必要に応じて別途申し受けることがある。

第 4 章 役員選挙等

第 8 条 理事および監事は、あらかじめ公告された候補者を含めて正会員から投票で選任する。

第9条 前条の候補者は次の者の中から理事会の決議により選ぶ。

- (1) 自ら候補者になることを希望した正会員
- (2) 正会員またはその団体の推薦した正会員
- (3) 理事の推薦した正会員

ただし、投票は定時総会で行ない、候補者の氏名は定時総会議案書に公示する。

第10条 投票は、無記名・連記投票とする。

第11条 定時総会ののちの新理事会で会長、副会長および常務理事を互選する。

第5章 常務理事の職務分担

第12条 常務理事の職務分担は下記のとおりとする。

(1) 庶務理事

- ◇会員の入退会
- ◇役員選挙，総会，理事会，評議員会の準備
- ◇規定の制定および改廃の起案
- ◇学術講演会その他の事業の準備
- ◇刊行物の出版部数の調整，発送，残部の保管および交換雑誌等の保管
- ◇そのほか他の理事の分担に属しない事項

(2) 会計理事

- ◇基本財産，運用財産の保管
- ◇金銭の出納
- ◇予算，決算その他経理に関する事項

(3) 編集理事

- ◇刊行物の編集，印刷

(4) 電子システム理事

- ◇ニューズレター，学会ウェブサイト等の電子的情報の編集，発信
- ◇その他本会業務の効率化のための電子化の推進

第6章 地方支部

第13条 地方支部に対しては所定予算の範囲内においてその経費の一部を補助することができる。

- 2 地方支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 地方支部の運営については，その支部において規則を定め，理事会の承認を受ける。

附則

1. 本細則は理事会の議決によって改訂することができる。
2. 本細則は平成27年3月28日の理事会において改訂し平成27年3月1日から適用する。